

# 消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、次表のとおりです。

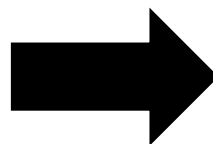
## 松阪公園プール条例

### 改正前

区分	使用料（単位：円）	
プール	中学生以上	1回につき 430
	小学生以下	1回につき 270
ロッカー	無料	

### 改正後

区分	使用料（単位：円）	
プール	中学生以上	1回につき <b>440</b>
	小学生以下	1回につき <b>270</b>
ロッカー	無料	



## 練習プール専用使用料金表

（単位：円）

区分	午前 9：00～12：00	午後 12：00～17：00	全日 9：00～17：00
土曜日・日曜日及び国の定める休日	3,240	6,480	9,720
その他の日	2,160	4,320	6,480
備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。			

## 練習プール専用使用料金表

（単位：円）

区分	午前 9：00～12：00	午後 12：00～17：00	全日 9：00～17：00
土曜日・日曜日及び国の定める休日	<b>3,300</b>	<b>6,600</b>	<b>9,900</b>
その他の日	<b>2,200</b>	<b>4,400</b>	<b>6,600</b>
備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。			